

大野はるひこ

初当選以来 3 年が経過いたしました。初めてこの場に立たせていただくことができました。抽象的ですが、一生懸命頑張りますので、どうぞよろしく願いいたします。

大変厳しい財政状況の中、事業の延伸、凍結、見直しが行われ、平成 22 年度の予算が編成されました。その中で、坂本区長におかれましては区政のかじ取りをされるわけですが、行政は最大のサービス産業ともいわれています。過剰サービスはいけません、区民の皆様へのサービスの低下がないよう、そして私の抱負であります税金の無駄遣いをなくし公正公平な社会の実現を目指すことに向けて的確なかじ取りをいただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、区民満足度調査についてお伺いいたします。

3 月 6 日の広報いたばしにて発表されました満足度の高い区政を目指しての表題で、区民満足度調査の結果が区民の皆様へ報告されるとともに、2 月 19 日の企画総務委員会においても調査の結果について報告がなされました。私たち議員は、区民の皆様の声が区政に反映することが仕事の一つでもあります。行政からの発信でのアンケート調査を実施することは、より幅の広い区民の皆様の声が区政に反映させることができるので、効果的であると考えています。

初めに、板橋区基本計画に掲げる施策の成果指標としている 15 分野、55 項目について、現在の状況に対する満足度、改革度を調査される結果が出ましたけれども、今回の調査結果をどのようにとらえ、今後の区政運営に結びつけられていくのか。そして、今回の調査対象者数は二十歳以上の区民 3,000 名を対象に、住民基本台帳から 2 段階の無作為抽出、5 地域郵送にて調査をされましたけれども、回収率は 50.6%、有効回収率は 50.5%、回収率についてのご見解をお聞かせいただきたいと思っております。

政策経営部長

おはようございます。本日からの予算の総括質問、よろしく願いいたします。

それでは、大野委員のご質問にお答えをいたします。

まず、今回の区民満足度調査の結果をどのようにとらえ、区政にどのように反映させているのかというご質問でございます。平成 19 年の前回の調査では、前々回の 17 年度よりも満足度が低下をした項目が多かったのに対しまして、今回の調査では前回の 19 年度の調査よりも満足度が上昇した項目が総じてふえてございます。全体の傾向といたしましては、若干ではございますけれども上向いたというふうにとらえてございます。また、その中で満足度、改善度の双方とも高い項目の上位 5 位までと、それから低い項目の下位 5 位までは、前回の調査とほぼ同じ項目によって占められてございまして、前回課題となっておりました項目は今回も区民の皆様から見ると改善がされていないままに引き続きの課題になっているというふうにとらえてございます。

区民満足度調査結果の取り扱いでございますけれども、所管部課におきまして満足度等が前回と比べて変動した要因について分析をいたしまして、その分析結果に基づいて改善策を検討し、予算化が必要なものにつきましては次年度に反映させるなどの対応を行うことになってございます。ただし、区民満足度調査結果を踏まえた所管部課の対応を、総括をして点検をする仕組みには現在なってございません。次回に向けまして区民満足度調査結果を踏まえた対応状況を的確にフォローする P D C A サイクルを確立し、区政運営に反映させる仕組みについて検討してまいりたいと思っております。

また、来年度実施を行います平成 23 年度以降の新たな実施計画でございます「いたば

し No.1 実現プラン」の策定に当たりまして、区民満足度調査結果の経年変化の状況を踏まえて施策の重点化を検討するなど、区政運営に具体的に結びつけていくということにしたいと思っております。

それから、2つ目のご質問でございます有効回収率等の見解ということでございます。区民満足度調査につきましては、初回の平成14年度から前回の19年度までにつきましては対象者数を2,000名としてございました。今回からサンプル数をふやすということで3,000名にふやして実施をいたしました。今回調査は対象者数の増と有効回収率の前回48.7%から、ご指摘のように50.5%へ上昇したことによりまして、サンプルとなる有効回収数が前回973通でございましたけれども、それが1,514通に増加をいたしてございます。統計の分野では、回答者のサンプル数が1,500を上回れば同じ対象者層に、今回の場合はご指摘のように20歳以上の板橋区民を対象とさせていただいてございますけれども、この同じ対象者の層に同じ調査を何回行っても調査結果の誤差が小さく、信頼度が高いというふうに一般的にいわれているようでございまして、その点からしますと回収数、回収率ともに決して高い数値とはいえませんが、調査結果ということについてはまずまずの数は確保できたのではないかと考えているところでございます。

---

大野はるひこ

そこで提案があるんですけれども、検討を重ねての内容であるとは思いますが、例えばこちらの表があるんですけれども、マークシート方式にするとか、あと例えば、特に不満に丸をつけた方、特によいというふうに丸をつけた方がいらっしゃると思うんですけれども、何が不満だったのか、何がよかったのかというのを具体的に書く記述式の部分も設けたほうが、より詳しい区民の皆様の声が聞けると考えています。そして、隔年での実施ということなんですが、経費の問題もあると思うんですけれども、できれば毎年実施されたほうがよりタイムリーなご意見をいただけるのではないかと思います。

そして、アンケート調査の対象者数なんですけれども、2,000から3,000にふえたということで非常にいいことなんですが、これは区内個別の各施設にもこれと同じアンケートを置くことは非常に難しいと思うんですが、これに近いような形で各施設にアンケートを置かれて、来場者の方にもアンケートをお願いしたらどうかと考えています。

以上お伺いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

---

政策経営部長

調査票の改善というご質問でございます。ご指摘のとおり、現在記入式がほとんどとられてございません。それで、今具体的にご質問がございました不満と回答されたものだけでなく、満足と回答されたものにつきましても、どうしてそのように感じるか、具体的な理由について把握ができれば今後の施策の改善に結びつけていく上でより効果的であると思っております。まして、まさにご指摘のとおりであると考えてございます。ただし、回答の際に理由の記載を必須事項といたしますと回答者の負担感がふえまして、アンケートの回収率自体が低下をするということも懸念される部分もございますので、次回の調査に向けまして、理由記入欄を設けるに当たって回答者の負担感を軽減する設問形式等について検討をして、対応をしていきたいと思っております。

それから、2点目の隔年で実施をするよりも毎年実施をしてはというご質問でございます。区民の皆さんの声を広く収集するアンケート調査につきましては、区民の皆さんが区政全般に関してどう感じているかを把握いたします今回調査の区民満足度調査と、それが

らもう一つ区民の皆さんが区政に対してどのようなご要望を持っていらっしゃるかを把握いたします。区民意識意向調査、一般的には世論調査と呼ばれておりますけれども、この2つがございます。現在、本区では満足度調査につきましては隔年で実施をしておりますけれども、もう一つの区民意識意向調査が不定期の実施となっております。基本構想、基本計画を策定するタイミングに合わせて、おおむね5年から10年で1回というような大変長いスパンでの実施という状況でございます。したがって、今後区民の皆様の意向をよりタイムリーに施策に反映していくためには、区民満足度調査とともに区民意識意向調査も定期的に頻度を上げて実施をする必要があるというふうに考えているところでございます。今後は、満足度調査と意識意向調査をあわせて区民の皆様の声を継続的に把握をして、区政運営に反映させていく仕組みとして両調査の目的の明確化や実施頻度等について検討をさせていただきます。調査体制を改善をしていきたいと思っております。その中で、ご指摘の区民満足度調査の頻度につきましても総合的に判断をしていきたいと思っております。

それから、各施設の窓口にアンケート調査表を置いてはというご質問でございます。施策の改善に結びつけるために、より多くのサンプル数を確保することは重要なことであると認識してございまして、大変有意義なご提案であると思っております。実施に当たりますと、回答者の居住地あるいは性別、年齢などについて偏在が生じるという可能性も課題としてございますので、次回の調査までに対応策や試行も含めた実施方法等を検討してまいりたいと思っております。

---

大野はるひこ

ぜひ大切な予算を投じてのアンケート調査ですので、今回の調査結果を今後のより広い区政運営に結びつけていただき、調査内容、実施方法についても今後ご検討いただきますようお願いいたします。ありがとうございました。

次の項目に移らせていただきます。コミュニティバスの実験運行についてお伺いいたします。私は、平成20年の第2回定例会でも質問をさせていただきましたけれども、その内容については区内8地域の交通不便地域を含め十分な調査検討をし、都営三田線、東武東上線、地下鉄有楽町線が南北に走る鉄道間を結ぶための東西方向への公共交通の利便性に向けて交通事業者に対し強い要請をしていく必要があり、各自治体でのコミュニティバス事業の支出総額も毎年赤字を出している中での、本区においての実験運行から、導入は区財政に多大な負担を及ぼすおそれがあるので入念な調査検討をし、安易な導入は避けるべきという内容で質問をいたしました。区長のご答弁も十分な調査を検討しますとのお答えをいただいております。決してコミュニティバスの実験運行導入に反対しているのではありません。また、実験運行の経路は徳丸、四葉、赤塚地域に決定したことが不満でないことをご理解ください。3月15日の速報にても報告がありましたけれども、いよいよ3月30日より実験運行が開始となりますけれども、坂本区長のマニフェストの一つでもありますので、ぜひともこの実験運行は区の持ち出しがなく成果を实らせ、本格導入に結びつくよう成功を祈念する立場から質問させていただきます。

初めに、コミュニティバスのあり方について、区民満足度調査各施策項目の満足度は64.6%の第1位なんですけれども、これはコミュニティバスに対しての満足度が1位という内容でないことは明らかなんですけれども、再確認の意味を含めてお伺いいたします。今回の実験運行のまずコンセプトについてご説明ください。

---

都市整備部長

それでは、コミュニティバスのコンセプトについてお答え申し上げます。

今回のコミュニティバスは、地域の交通不便を解消するとともに、文化・観光事業の振興を図るという2つの目的を持ってございます。地域の交通不便につきましては、この地域を走ります国際興業バス、下赤 03 路線が午後 2 時を境に運行方向が逆方向になるという変則的な運行になってございます。そのため今回のコミュニティバスはこの下赤 03 の逆に回りまして、常に双方向の運行があるようにするものでございます。また、文化・観光事業の振興としましては、区立美術館、郷土資料館を初めとしました文化施設、また赤塚植物園や溜池公園など緑豊かな地域へのアクセスを新たに設定するというところでございます。

---

大野はるひこ

次は、周辺住民の方々への周知方法については広報いたばし、区のホームページ、そして運行経路内の町会自治会への回覧にて周知するとなっております。そのほか今後のPRの方法をお伺いしたいと思います。

---

都市整備部長

今、委員お話がありましたように、今回3月30日火曜日から運行を開始しますけれども、委員お話のありましたようにホームページあるいは広報いたばしで、区民を初め周辺の方々に周知を図っていくということでございます。また、地域センターごとに今回の回覧板で周知を図るというふうにしております。今後もそういった広報あるいはホームページ、その他、周知を図るべき適切な手段があるならば、そういったことも含めて徹底した周知をとってまいりたいと思っております。

---

大野はるひこ

それと、あと実験運行期間の利用状況の把握、調査方法について。そして実験運行を踏まえての導入する場合の判断基準、そしてバス事業者に対しての路線運行の要望、それと緊急財政対策により他の交通不便地域の実験運行の影響、以上4点をお伺いしたいと思います。

---

都市整備部長

それでは、まず1点目の利用状況の把握についてお答え申し上げます。

乗車人数につきましては毎週、また収入につきましては毎月ごとにバス会社から報告を受けることになってございます。また、来年度につきましては職員による乗客へのアンケートですとかヒアリング、あるいはまた地元町会、自治会との意見交換などを通じまして、利用状況の把握に努めてまいりたいと思っております。

また、今回の実験運行を踏まえて本格実施する場合の判断基準というお話がございました。本格導入する場合の判断基準につきましては、乗車人数ですとか収支状況、また利用者、地域住民の声などのほかに、今後の見通しについても考慮していく必要があるだろうというふうに思っております。そのため、22年度の職員による状況把握の調査のほかに、専門機関に委託をしました詳細な調査が必要であるというふうに思っております。その上で専門家を交えました検討会を設置しまして、さまざまな面から本格導入の検討をしていきたいと思っております。

次に、実験運行路線のバス事業者への要請と申しますか、運行の可能性を含めた要請と

というお話ですが、コミュニティバスは民間バス事業者が独自に運行することが経営上難しいというところに導入されているのが都内の部分も含めまして一般的でございます。今回の板橋区の実験運行も同様な状況でございます。今回のコミュニティバスのコンセプトは、地域交通不便の解消と文化・観光事業の振興ということでございまして、このうちの文化・観光事業によって多くの利用者が利用する場合収支も改善されまして、民間バス事業者が主体によって運行することも可能はあり得るかな。そういった場合はバス事業者のほうに一時的な路線としての運営をしていくということの要請もあり得るのではなかろうかと思っております。実験運行における経営状況の推移を見ながらこの辺は検討してまいりたいと思っております。

続きまして、緊急財政対策の中でも他の交通不便地域への取り組みといったお話がございました。お話しいただきましたように、厳しい財政状況のもとで簡単に次の路線を実施するということは難しい面もございまして、今回のコミュニティバスの実験運行の結果がよくて区の財政負担も想定より少ないといったような場合、次の実験運行の実施にも弾みがつくということが想定されるわけでございます。また、今回のコミュニティバスの実験運行の準備段階では、道路制限令等さまざまな課題が明らかになってございます。ですから、次の路線の設定については、そうした道路制限令の状況等の把握ですとか、そのための調査が必要だろうというふうに思っております。いずれにしましても、今回の実験運行の結果をしっかりと検証しまして次路線の調査、実験運行についての検討をしてまいりたいと思っております。

-----  
大野はるひこ

これは都市計画課長からいただいたんですけれども大変かわいいバスなので、目立ちますし、皆さん乗っていただければいいと思います。そして、理想なんですけれども、区財政の負担がかからず実験運行が成功されることを祈りたいと思います。

そして万が一の場合なんですけれども、これも逆に区の財政に多大な負担をかけることもありますので、坂本区長のマニフェストの一つでもあるんですが、そのときは区民の皆様説明をされて区長の決断をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

次に、保育待機児対策についてお伺いをいたします。

板橋区では、平成 22 年度から平成 26 年度までを期間とする第 2 期保育計画を策定しております。待機児童対策に取り組むということなんですけれども、待機児といいますと施設などの対策に目が行きがちになるんですが、在宅で待機している子どもや親への支援、さらには保育園に申し込まず在宅で子育てをしている家庭への支援も忘れてはならないと思います。三つ子の魂百までもということわざがありますけれども、厳しい経済状況の中で働かなくては生活が成り立たないという状況も認識をしております。しかし、子どもが小さいころはできるだけ親と過ごす時間を持つべきであると考えます。保護者の就労を否定はしません。ある程度の収入が保障されるのであれば保育園に申し込まず、在宅で子育てをしたいというご家庭もあるとお聞きしています。平成 22 年度の保育園入園申し込みの手引によりますと、ゼロ歳児にかかる 1 か月当たりの保育費は 42 万 9,937 円、保護者の負担割合を除く区の負担額は 36 万 6,737 円となっております。1 歳から 5 歳までについてもそれぞれ区が負担をしているわけなんですけれども、先ほども述べさせていただきましたけれども、保護者の就労や保育制度を否定する気持ちは一切ないんですけれども、平成 22 年度は区有地を活用して認可保育所の整備が 2 か所予定されています。認可保育所周辺の待機児の解消は図られると思うんですけれども、区内全体の待機児の解消は図られ

ず、また国や東京都の補助金にての建設ではありますけれども、少子・高齢化による今後の施設のあり方についても課題があると考えます。子ども手当が6月より支給されますけれども、区の負担と施設の維持費を合わせた保育園の待機児解消のために、在宅で子育てを希望するご家庭に対して新たな手だてを講じたほうがよいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

子ども家庭部長

在宅の子育ての方に新たな手当をというお尋ねでございますが、子ども手当のお話でしたが、子ども手当の目的は次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するために支給されるものでありまして、中学卒業するまでのすべてに給付するものでございます。したがって、子ども手当とかいろんな手当がございますが、経済的支援につきましてはやはり社会全体で支援する必要がありまして、原則はそういう手当等の支給については国で責任を負ってもらうものと考えておりまして、自治体の板橋区としては新たな手当の支給というのは難しいのでございますが、地域の実情を考慮しまして、各種子育て支援を直接家庭に提供するという事で次世代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援していきたいと思っています。具体的には、乳幼児の在宅の子育て家庭に対しては、今でも児童館での幼児ふれあいひろばとか幼児クラブ、すくすくサロン、それから子ども家庭支援センター0・1・2ひろばなどを実施しておりますので、充実していきたいと思っています。

それから、来年度の新規事業としまして赤ちゃんの出会いのひろば並びに東京家政大学で森のサロンを実施させていただきますので、こういうものによりまして在宅の子育て支援をさらに強化していきたいと思っております。

大野はるひこ

私が言いたかったのは、今何百人もの待機児がいるわけで、その経済状況もあるんですが、こういった保育園児1人に対しても相当な負担をしているので、その負担額を別の発想ということで講じていけば待機児も減っていくのではないかと、こういう考え方もあるのではないかとということで質問をさせていただきました。今後の検討課題としてお考えいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

在宅での子育て支援をさらに強化したいということなんですけれども、来年度予算では子育て力アップの目玉事業としている在宅子育て支援策の一つであります赤ちゃんの出会いのひろばについてお伺いをいたします。この事業なんですけど、今まで児童館を利用する機会のなかった出産前のご夫婦と1歳未満の親子を対象としたふれあいの場所を提供し、児童館デビューを支援する事業ですけれども、現在児童館は区内37館あるんですけれども、なぜ9館から始めるのでしょうか。財政的に厳しいからなののでしょうか、お伺いいたします。

子ども家庭部長

赤ちゃんの出会いのひろばを9館から実施するというお尋ねでございますが、最初にせっかくですので赤ちゃんの出会いのひろばの概要をちょっとお話しさせていただきますが、今お話しありましたように今まで児童館を利用する機会のなかった出産前のご夫婦と1歳未満の親子を対象にしてふれあいの場を提供して、児童館のデビューを支援するものでございます。主な事業としましてプレママ&パパ講座というのがありまして、初めてお母さん、お父さんになる方を対象に、出産前に妊婦等が抱える不安や悩みを軽減し、かつ、子

育ての楽しさを感じてもらうことを目的にすることを予定しています。それから、ベビークラブというのを考えておりました、出産後から最初の誕生日を向かえるまでの乳児と保護者の方を対象に、子育ての喜びを共感する友達づくりや情報交換を目的に予定しています。そういうものを今考えています。

ご質問の9館から始める理由につきましては、赤ちゃんの出会いのひろばを実施する上では一定のスペースを確保する必要がございます、環境を整える必要がありますから、土曜日も含め乳幼児親子が一日じゅう遊べる専用ルーム、すくすくサロンを9館で行っておりますので、まずその9館から始めさせていただきたいと思っております。

大野はるひこ

すくすくサロンを実施している9館を選定されたということなんですけれども、今後さらに拡大される予定はありますでしょうか、お願いいたします。

子ども家庭部長

来年度9館から始めまして、9館の事業の実施状況をいろいろ分析しまして、それを踏まえまして、すくすくサロン以外の実施館にも拡大する方向で検討していきたいと思っております。

大野はるひこ

ぜひ対象となる方々にご利用されて地域の子育ての拠点となるよう、期待をいたします。次に、大学キャンパスにおいて地域の子育てを支援する森のサロンについてお伺いいたします。この事業なんです、東京家政大学とのコラボレーションによる地域子育て支援事業を森のサロンとして実施するとお聞きしています。東京家政大学との連携を図ることによってどのようなメリットがあるのか、また財政的負担面からのメリットがあるのか、それとも板橋区にないノウハウがあるのか、お伺いをいたします。

子ども家庭部長

東京家政大学とのコラボレーションのメリットについてのご質問でございますが、東京家政大学は23区内の大学では3番目の広い敷地面積を持っています。8万8,000平米ございまして、その2割以上が緑地でございます、さらに、すべての出入りにセキュリティチェックもあり、安全で緑豊かな環境でございますので、屋外での乳幼児向けのサロン活動も可能でございます。それから、大学の保育科、児童学科、心理教育学科、食品栄養学科、それから造形表現学科の教員の皆さんや学生が企画する各種のプログラムやイベントを実施することが可能でございます、大学内の豊富な人材を活用した事業展開もできます。

それから、財政効果としまして既存の大学の建物それから敷地で実施しますので、初期の施設整備がかかりません。それから、お話のように家政大学の教員、学生の協力は無料でございます。さらに、この運営費については委託料でございますが、その3分の2が東京都から子育てひろば事業費補助金として交付される予定でございます。

大野はるひこ

この事業なんですけれども、都内初ということで全国でも類を見ない事業とお聞きしているんですけれども、都内初であっても重要なことはこの事業が親子に喜ばれるかという

ことです。森のサロンの一押し事業と具体的な内容についてお聞かせいただきたいと思います。

子ども家庭部長

森のサロンの一押し事業の具体的な何点かをお話しさせていただきます。親子が自分たちで屋外にツリーハウスというのをつくりまして、家政の森ツリーハウスプログラムと考えておりますが、それは父親も参加しやすい日程で実施することを予定しております。それから、毎月行われる講座やイベントは、子どもの年齢別に分けた内容で実施するなどさまざまな親子で楽しめるプログラムを実施する予定にしております。さらに、姉妹都市であるパーリントンがありますカナダで生まれました、それを専用テキストを使った親子支援プログラム、ノーバディーズ・パーフェクト・プログラムというのがございます。それを平成22年度の下半期になりますが、それをワンクール実施することを考えております。

大野はるひこ

次に、待機児童対策についてお伺いしたいと思います。先日の代表質問におきまして、自民党会派から区の空き施設等を使用して期限付きの保育園として民間事業者に貸し出しをしたかどうかという提案がありました。区長答弁では、検討するとのお答えがありましたけれども、学校の空き施設の活用が厳しい中、今後のあいキッズの実施により空いた学童クラブの活用が考えられますけれども、まだ先が見えない現状です。そうであれば空き施設を待つのではなく、空き施設をつくっていくという取り組みも考えられると思います。そこでお伺いたします。現在ベビールームは何か所あるのでしょうか、そのうち区の施設または区の所有している施設は何か所でしょうか。それぞれのベビールームで家庭福祉員の定員の増員は可能なのでしょうか、お聞かせください。

子ども家庭部長

ベビールームの現状についてのご質問だと思いますが、現在ベビールームは7か所ございます。そのうち3か所が民間から賃貸で借りています。残りの4か所が区の施設ということになりますが、内訳は区立保育園との併設のところは1か所、それからいこいの家との併設が1か所、それから民間のマンションの区分所有で持っているものが2か所で、合計7か所になります。児童1人当たりの保育面積と児童3人に対して家庭福祉員1名ということで概算しますと、この7か所のうち多くのベビールームで家庭福祉員の増員は可能ではないかと考えております。

大野はるひこ

再確認いたしますけれども、区の施設でも家庭福祉員の増員が可能な施設はあるのでしょうか、お伺いたします。

子ども家庭部長

区の持っているところで家庭福祉員増員が可能のところがあるかということですが、ちょっと詳しくご説明しますと、児童1人当たりの必要面積は3.3平方メートルです。それと児童3人に対して家庭福祉員1名で算出しますと、ほとんどのところが家庭福祉員増員が可能でございますが、具体的には賃貸で借りている下赤塚ベビールームを除く6か所で家庭福祉員増員は可能でございますが、これは計算上のあれですので具体的にやるということになりますと設備改修が必要かどうか、今後増員がどの程度可能かは現地調査して検討

していきたいと思っております。

大野はるひこ

ベビールームで家庭福祉員の受け入れにまだ余裕があるのであれば、区の施設で働いている家庭福祉員の方々には他のベビールームに異動していただき、空き施設とした後、代表質問でも提案がありましたけれども、一、二歳児を対象とした期限つき保育園として民間事業者へ貸し出し、運営を任せたいかがでしょうか。その際の家庭福祉員の方々の異動先や現在保育している子どもたちに影響が出ないように配慮をしていただき、もし実施することになれば解決しなければならない課題が多いと思っておりますけれども、ぜひ検討したいかがかと思っておりますが見解をお聞かせください。

子ども家庭部長

1歳児、2歳児を中心とした期限付きの保育施設を開設したらどうかというご質問でございますが、第2期保育計画では1,000人の保育サービス定員増加目標の達成のため認可・認証保育所の新設、それから今まではゼロ歳から5歳児すべての年齢を対象した施設整備から、ゼロから2歳児を対象とした対策のシフト、それから開設年数の期限を設けた期限付きの保育園の設置、それから区施設の保育園への転用という方向性を示しました。ご提案の区施設へのベビールームを民間事業者へ貸し出し、待機児の多い1歳児、2歳児を対象とした期限付き保育施設を開設することは、待機児対策として大変有効であると考えておりますので、今後具体的に検討させていただきたいと思っております。その際には、お話にありましたように家庭福祉員の異動先や現在保育している児童の処遇については、十分に配慮して検討していきたいと思っております。

大野はるひこ

ぜひ今後も待機児童の解消に向けて柔軟な対応策を講じていただきますよう、取り組みを期待したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次の項に移らせていただきます。

次に、上板橋南口駅前地区のまちづくりについてお伺いいたします。市街地の再開発事業は大変な労力や時間を要する事業ですけれども、安全性や利便性の向上、まちの発展など地域にとって大きな財産をもたらしてくれる事業であると思っております。上板橋南口駅前地区再開発事業も、事業の大きな目的であります駅前広場や道路の築造、拡張、自転車駐車場の整備、駅へのエレベーター設置によるバリアフリー化、あわせて商店街の整備による活性化等に寄与するものであると考えます。周辺住民の皆様の生命財産を守り災害に強く安心して暮らせるまち、そして地域の皆様に愛され、親しまれるまちの完成を目指すものであり、地元の皆様による組合施行の再開発事業は生活再建という考えが根底にあると思っております。

区と地域住民の皆様が一体となってそれぞれの役割分担によりまちぐるみの再開発を推進し、坂本区長の推進する中の元気なまちづくり、安心・安全、災害に強く住みよいまちへと再生を図っていくことが必要であり、細分化された土地を不燃化された建築物に建てかえるとともに、駅前広場や街路などの公共施設とオープンスペースを確保して、いつまでも住み続けられるまちを目指していただきたいと思います。しかし、現実はまだなかなか進まない膠着した状況が既に5年も続いています。まちづくりは大変な手間と時間がかかる作業でありますけれども、賛成の方も反対の方もお互いに歩み寄り、何が原因なのか

を話し合い、ともに力を合わせて提案実践をして、役割と責任を果たしていくことが必要で、今まさに求められていると思います。住みなれた環境が変わることに不安を感じることは、当事者の方々にとっては大変重要なことだと思いますけれども、区は地域住民の皆様を初め地域にかかわる事業者とともにそれぞれの役割と責任を認識して力を合わせていくことが必要であり、ぜひこの事業がよりよい方向へ進むように願いたいと思います。また、昨年末には自転車駐車場を含む旧公団用地の購入に向けて坂本区長の決断がありました。現在重大な局面を向かえています。課題の多い事業ですけれども、板橋区と地元関係権利者がお互いに課題を解決して、少しでも前に進めていただきたいと思います。

初めに、現状についてお伺いいたします。都市計画決定から既に5年が経過しているんですが、再開発組合の設立に向けた現在の状況についてお伺いいたします。

-----  
都市整備部長

それでは、上板橋の再開発の現在の状況についてお答え申し上げます。本事業の現在の同意率は、まだ6割でございます。組合設立に必要な3分の2以上に到達していない状況でございます。そうした事業の取り組み状況でございますけれども、それに対しまして板橋区の事務事業評価におきましては、今後の事業の進め方、計画等の抜本的な見直しを準備組合の意見を受けながら早急に検討を行うことの評価が1点でございます。また、昨年11月には東京都の事業評価委員会に諮られまして、そこでは今後は地権者とのコミュニケーションのあり方を工夫するなど事業の進捗に向けて地権者の理解を得る努力をされたいという意見が付されまして、5年間の事業計画を了承していただいたという状況でございます。

-----  
大野はるひこ

この上板橋の再開発の本来の目的をどのようにお考えになられているのでしょうか。そして、これまでに再開発事業に向けての住民合意を行った経緯についてもお聞かせいただきたいと思います。

-----  
都市整備部長

まず1点目、目的というお尋ねでございます。この事業につきましては、交通広場を含みます道路などの都市基盤の整備と建物の不燃化による防災性の向上、また住環境の改善、あるいは商業施設の整備による商店街の活性化、あるいはまた、バリアフリーによりましてだれでも使いやすいまちということが目的になってございます。このため、一体的なまちづくり手法としまして、また地域の住民の方々为主体となって行います第1種市街地再開発事業が望ましいということで進めているものでございます。

2点目の、これまでの住民合意の経緯というお尋ねでございます。これまでの地権者対応につきましては、平成元年から地元説明会、懇談会、個別の対応を重ねながら行ってございます。平成3年には新まちづくり構想を発表し、平成6年にはまちづくり基本計画、また、こういった活動を踏まえまして平成7年に準備組合が設立されまして、その後地区の変更等がございまして、平成16年11月に全計画の都市計画決定をしているところでございます。17年には基本設計作成を始めまして、18年3月に基本設計作成が完了しまして、組合設立に向けて地元準備組合の方々との協働によりまして同意活動を開始し、現在約6割の方の同意を取得しているという状況でございます。

-----  
大野はるひこ

次に、昨年末に板橋区は旧公団用地の購入を決めましたけれども、東京都主税局の差押、金融機関による抵当権がかけられているため購入はできないといわれています。現在1,000台以上の自転車駐車場の問題もあります。ぜひ購入していただきたいと思います。そこでお伺いたします。土地の債権についてわかればお聞かせください。任意売却の可能性はあるのでしょうか。競売になった場合はどのようになるのでしょうか。今後どのようにしたら購入ができるのか、以上4点についてお伺いたします。

-----  
都市整備部長

まず、旧公団用地の現在の土地の再建計画をお尋ねでございました。登記簿謄本上では所有に関する事項としまして、法人事業税等の滞納、これ13億9,800万ということで東京都による差押が1月13日にされているということと、設計会社によります仮差押は3月2日付になってございます。それと、所有権以外の権利に関する事項としまして、信用金庫が根抵当権の設定で共同担保として限度額35億円、リース会社が抵当権設定で18億8,700万円という記載がされている状況です。

-----  
総務部長

大野委員から土地の購入についてのお尋ねがありました。購入の交渉につきましては総務部の契約管財課が担当しておりますので、私のほうからご答弁申し上げたいと思います。

まず、任意売却の可能性ということでございます。私どもではなかなか考えられませんが、市場ベースでは例えば差押ですとか、あるいは抵当権がついていても任意売却されるということがあるということでございます。また、任意売却をしたほうが、例えば競売ですとか公売といった手続を経るよりも比較的高い値で売買が成立するというのも一般的にはありますので、今この用地は株式会社プロパストという企業が所有しておりますが、プロパストは任意売却の可能性を探っているというのが実態でございます。そういった中で、今板橋区の土地開発公社が交渉に当たっているわけですが、区が購入する場合、あるいは開発公社が購入する場合には、当然決められた手続を経なければいけません。例えば土地評価委員会ですとか、それから財産評価委員会ですとか、そういった委員会の審議を経て、また、当然予算措置もしなければいけないという手続がありますので、区なり開発公社がそういった競売に参加するということは非常に困難だと判断をしております。結果的に、どういう形であれば区が上板橋の用地を購入できるかということでございますけれども、非常に困難ではありますけれども、抵当権それから差押というものが解除されるということが必要です。その上で当然価格交渉をしなければいけませんので、相手方と私どもの間で価格が折り合うということが必須の要件になりますので、そういったことが必要になりますけれども、現状では大変困難であると言わざるを得ない状況でございます。

-----  
大野はるひこ

最後に、板橋区において来年度再開発準備組合を初めとして、関係地権者の方々との再開発事業の見直し協議を行っていくとお聞きしています。上板橋南口駅前地区再開発事業の今後の方針についての考えをお聞かせいただきたいと思います。

-----  
都市整備部長

上板橋の再開発の今後の方針についてのお尋ねにお答え申し上げます。22年度につきましては、先ほども申し上げましたように区の事務事業評価でああった指摘を受けてございます。そうしたことを踏まえまして、事業の進め方、計画等の抜本的な見直しを準備組

合員を初め関係権利者の方々のご意見を伺いながら、理解へ進めてまいりたいと考えてございます。未同意の方にはどのようなまちづくり、これは事業であるとか計画の内容であるとか、であれば賛同できるのか、また、これまで同意をしていただいた方にはどういった計画案、内容の変更までならこれまでどおり受けていただけるのかということ念頭に置いて進めていきたいと思っております。具体的には、公共施設整備や商業施設整備の形態ですとか規模など細かく意見を伺いながら、取り入れられるものについては取り入れていきたいと思っております。現在は、そういった来年度のことは見通しまして、各施設整備にどのような視点から抜本的な計画の見直しを進めるか、整理・検討をしているというところでございます。

-----  
大野はるひこ

平成元年より再開発事業に取り組み、この10年間で約5億円強のお金が投じられています。投入された税金が無駄にならないように、そして地域住民の皆様の声をまちづくりに反映して災害に強く安心して暮らせるまち、そして何十年先になるかわからないんですけれども、東武東上線の立体化への延伸ということもありますので、地域の皆様に愛され親しまれるまちの実現を目指して、今後も引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。ありがとうございました。

次に、特定健康診査保健指導についてお伺いいたします。

受診率の向上に向けてということなのですが、この計画は区の特定健康診査基本指針に基づいて板橋区国民健康保険が策定する計画で、5年を1期として、第1期は平成20年度から24年度として5年ごとに見直しを行うとなっております。第1期の目標として、特定健康診査受診率を65%、特定保健指導実施率を45%、内臓脂肪症候群の該当者予備軍の10%減少を平成24年度までに達成することが目標とされています。そこでお伺いいたします。板橋区における特定健康診査保健指導の実施率について、現状をお聞かせください。

-----  
健康生きがい部長

今、国保特定健診、あと保健指導の受診率についてというご質問にお答えしたいと思います。まず、国保特定健診につきましては本年度の目標、24年につきましては65%とございますが、20年度につきましてはこれを40%として毎年5%ずつ上乗せをしていこうという計画でございます。20年度の結果が受診率は41.6%ということで、おおむね20年度に限っては計画をクリアしているということでございます。一方、国保の保健指導のほうはといいますと、同様に20年度は20%ということで毎年5%ずつ上乗せして、先ほど委員お話のように24年度には45%という計画でございましたけれども、本年度は初回面接が7.7%、最終的には2.2%ぐらいということで、非常に下がっているということでございます。実績については以上でございます。

-----  
大野はるひこ

そこで提案があるんですけれども、現在練馬区医師会所属の実施医療機関において特定健康診査を受けることができるようになっておりますけれども、板橋区は豊島区、北区とも隣接しておりますので、今後は隣接区との連携を図ることで受診率の向上は図られると考えます。そして、特定保健指導については、実はショックなんですけれども私も動機づけ支援ということで封筒が送られてきて落ち込んだんですけども、封筒をあけてみて受け

なければいけないということで見たんですけれども、言いわけになっちゃうんですが時間がなくて体育館に行ってその日に受けるというのはなかなか困難なんです。私の考えとしては、できればかかりつけの医療機関がありますので、そこで引き続きその先生から保健指導を受けたほうが特定保健指導の実施率も上がるのではないかと考えます。また反面、そういったかかりつけの医療機関がない方もいらっしゃいますので、そういう方々には引き続き民間の事業者に委託している保健指導の二本立てで行うことによって、実施率の向上が図られるのではないかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

---

健康生きがい部長

受診率の向上、また動機づけ、まさに保健指導のほうに課題というふうに思っております。今現在ある一定の数値を超えた場合には、ある程度医学的な見地から指導をしていただくということで医師会にお願いをしておりますけれども、その値に満たない動機づけ支援とさせていただきますけれども、委員が該当したということで、それにつきましては民間の企業の方をお願いをしております。この企業の選定につきましては今プロポーザル方式でさせていただきます。数年ちょっと様子を見ながら見直しをかけていきたいと思っております。今委員がご指摘になった部分も、十分にプロポーザルの中でしんしゃくをして、業者については選考をしていきたいと思っております。

それから、練馬区と板橋区医師会が共同でということで、練馬区のほうにも板橋区民の方が板橋と同様の手続でいろんな受診ができるということになってございます。これをほかの区あるいは豊島区、北区ということもございますけれども、実は練馬区と板橋区につきましては両区がもともと一緒だったという部分、歴史的な非常に経緯がございます、両医師会の理解のもとで連携が図られているということで、23区には非常に珍しいケースでございます。これを他の豊島区あるいは北区ということになりますと、特定健診の基本的な内容はほとんどどこでも変わらないんですけれども、それに加えまして板橋区では実施時期がまた違いますし、幾つかの健診項目を他に加えてございますので、直ちに一緒にするというのはちょっと難しいのかと思います。いろんなちょっと調整事項がございますので、少しこれは研究させていただきたいと思っております。

以上でございます。

---

大野はるひこ

それとペナルティーが課せられるということなんですけれども、平成24年度までに目標値を達成できない場合ペナルティーが発生いたしますけれども、具体的な内容をお聞かせいただきたいと思っております。また、23区ともに一覧表を見たんですけれども、非常に達成率が悪い現状ですけれども、板橋区においては平成24年度に向けて達成できるのか、お伺いいたします。

---

健康生きがい部長

受診率等の、国が、先ほど委員からお話ございましたように、参酌標準ということで24年度の特定健診の受診率65%、保健指導の実施率が45%、さらにメタボリックシンドロームの該当者及び予備群も平成20年度比較で減少率を10%達成しなきゃいけないというような目標値が定められてございます。これに達成できなかった場合には、後期高齢者医療制度のほうに各保険者が拠出をしているお金がございます。その拠出金額の最高10%を限度として多く出さなければいけないということで、拠出額が最高10%を限度としてふえるということでございます。しかしながら、今国におきましては平成25年度以降の後

期高齢者医療制度を変更するという論議がされてございます。実際にどのようになるかというのは、今後区としてもこの状況を注視していきたいと思っております。

また、受診率が達成できるかということでございますけれども、先ほどお話ししましたように受診率そのものは20年度達成できましたけれども、今の状況を見ますと毎年5%上乘せするのは非常に厳しい状況かと思っております。また保健指導につきましても、先ほど20%について最後まで保健指導を受けられた方が2.2%、これは23区総じて低いんですけれども、低いほうなので、これについてはかなり厳しいということで、今後ともあらゆる手段を使いまして健診の受診勧奨、ぜひ保健指導に行っていただくように努力をしていきたいと。委員もぜひ行っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

---

大野はるひこ

期間が決まっていますから随時迅速な対応と見直しを図っていただいて、目標の達成に向けて今後も実施内容の検討、変更をしていただきますようお願いしたいと思います。ありがとうございました。

次に、がん検診についてお伺いいたします。板橋区の死亡統計では、主要死因のうち3大死因は悪性新生物、いわゆるがん。その次、心疾患、脳血管疾患の順で、がんは一貫して増加の傾向を示されていると報告されています。区では胃がん、肺がん、乳がん、子宮がん、そして大腸がん検診は特定健康診査にセットされ実施しておりますけれども、がん検診の受診率についてお伺いいたします。

---

保健所長

まず、がん検診の受診率の現状でございます。大腸がん検診につきましては、今委員ご指摘のこともございましたけれども区民一般健診や国保特定健診などの際に同時で実施しているということがございますので、受診率は30%前後となっております。しかし、その他のがん検診につきましては平成20年度の実績で乳がんの9%を最高に、それ以下の受診率にとどまっているところでございます。

---

大野はるひこ

胃がん、肺がんについては、区役所や区内施設で検診車による検診が年間約130回、そのうち土日の実施は年間約40回、板橋区医師会館では通年実施されています。乳がん検診は年間を通して板橋区医師会館、豊島病院でマンモグラフィー検査、視触診検査を区内70か所の医療機関で実施され、子宮がん検診も年間を通じて区内の医療機関21か所にてそれぞれ無料、一部負担で実施をされています。そこでお伺いいたします。胃がん、肺がん検診については平日よりも土日の実施回数をふやすことでサラリーマンの方々の受診率が増加するのではないかと思います。また、医師会病院において通年実施されていますけれども、区内の大学病院に協力をいただいて通年実施を図ることによって受診率の向上が図れるのではないかと考えます。各検診においては区が負担をしての実施となりますけれども、受診率の向上ががんの早期発見につながって医療費の抑制にもつながり、区の財政に寄与するのではないかと思います。そして、また特定健診の診査項目の中に、希望者の方には自己負担ですけれども、血液採取による腫瘍マーカー検査の項目を設けたらと考えますけれども、見解をお聞かせいただきたいと思います。

---

保健所長

今、土日の実施あるいは通年実施、大学病院での実施というようなご提案をいただきました。しかし、なかなかやはり検診も医療機関の都合という大変申しわけございませんけれども、医療機関のやり方もございます。あるいは大学病院でありますと、なかなかその事務的なものもございまして簡単に行ってやれるというものでもない事実がございます。ただ、いかに受診率をアップするためにはどういうことをしていったらいいのかということの一環としては考えていかなければいけないことだと思いますので、今後検討させていただきたいと思います。

それから、腫瘍マーカーのお尋ねがあったかと思えます。腫瘍マーカーは血液によるがんの検査方法の一つでございますけれども、完璧なものではないということがございます。初期のがんにおきましては測定をいたしましても余り高い数値が出ない。あるいは、がん以外の場合でも高い数値を示すこともございます。それから、そのがんと腫瘍マーカーが1対1に必ずしも合っていないので、数値が高いからといってその腫瘍部位をすぐに特定できるものでもないということもございますので、スクリーニング検査としてすぐに用いるということには問題があるかと思えます。そういうことを考えますと、例えば国保の特定健診等と同時に行うというのは、ちょっと今の段階では難しいかというふうに考えております。

---

大野はるひこ

今後、前立腺がん、喉頭がん検診も平成 22 年度より実施される予定となっておりますけれども、受診率の向上に向けて積極的にお取り組みいただきますようお願いしたいと思います。ありがとうございます。

次に、教育についてお伺いいたします。

初めに、学校選択制、小中連携授業、特色ある学校づくりについてお伺いいたします。小中連携一貫教育プログラムは、どのように考えられていらっしゃるのか。そして、区内の公立学校への転校が生じた場合の対応はどのようになっているのか。小中連携授業が学校選択制にどのような影響を与えるのか。保護者の風評や評判で学校を安易に選択されているのが現状ですけれども、学校選択制の変更基準ですけれども、現在どのようにお考えなのか。そして区内の小学校に指定校を変更し在学している児童は、その卒業予定の小学校の通学区域を含む中学校に通えるようにしたほうがよいのでは。そして、特色ある学校づくりについては、校長先生を初め先生方は大変ご苦労をされています。公立学校での特色ある学校づくりは難しいのでは。以上、総合的に見て学校選択制の見通しはどのようになっているのか、お聞かせください。

---

教育委員会事務局次長

学校選択制とか小中連携、この辺のご質問でございますけれども、まず板橋区における小中連携一貫教育カリキュラムにつきましては、就学前の教育から義務教育の出口までを一貫した教育の視点から、幼稚園、小学校、中学校の枠を超えた連携、交流を行っていくということでございまして、子ども同士が交流したり、教職員、保護者が相互に連絡を取り合い、連携を強化したりすることによりまして学力向上や不登校、小1プロブレム、中1ギャップといったような教育課題の解決を目指そうということで考えておりました。幼・小・中一貫した指導計画を作成しまして、各学校に配布しているところでございます。したがって、区内の公立校同士で転校があったとしても、そのそれぞれの取り組みの方式が変わっても内容につきましては教育の課程自身が変わるものではございませんので、特に問題はないというふうに考えております。また、この連携授業をやることによりまし

て、逆に言いますと地域の学校の内容を保護者がよりよく知っていただけるのではないかと考えています。小学生の保護者が中学校に行っているんな話をしてくるとか、そういうこともありますので、今以上に地域の学校について知る機会がふえまして、学校を選択する際に非常に参考になるんじゃないかと考えております。

それで、学校選択制につきましては今特に風評等で選択しているのではないかというお話も少しありましたけれども、およそ昨年7月に行った調査によりますと小学校で27.7%、中学校で30.5%の方々が友達や地域の人たちの情報で学校を選んでいるというような状況でございます。学校選択制というのは、基本的には学校公開やホームページ等を初めとするさまざまな情報を保護者の方が取捨選択の上、希望する学校を各家庭内において決定するというのを前提とした制度でございます。選択の結果、地域の学校に通うということが最も好ましいと私ども考えております。私どもといたしましては、その学校選択制を活用するに当たり必要な情報、正しい情報をより多く伝えていかななくてはならないと思ひまして、学校公開の利用についても大いにPRをし、今は申しわけないんですが学校案内冊子自身の利用率が少ないものですから、対応をしていきたいと考えています。

また、学校選択制の優先基準ということなんですけれども、要は居住する学区の学校を希望する場合は優先的に入れる。それから、兄弟姉妹が先に入っている学校については、その学校に兄弟姉妹が入っている限りにおいては優先的に入れるというようなところでございまして、ただ、それ以外のことにつきましては板橋区においては小学校の学区と中学校の学区との関連が非常に薄いというのが現状でございます。その辺の整合性がとれていないために同じ小学校を卒業した子どもたちが同じ中学校に優先的に入学できるというようなことが、なかなか現状では困難だという状況でございます。学校選択制については今教育委員会内に学校選択制検証検討会を設けまして検討を進めておりまして、今ちょうど報告書の最後のところをつくっているところでございまして、さまざまな意見をいただきましたが、何らかの改善を含めた報告書を近日中に中間のまとめとしてお示ししていきたいと思ひます。その後、来年度にまたがってしまいますがパブリックコメント等を実施した上で最終の報告書を示していきたい、このように考えている次第でございます。

-----  
大野はるひこ

私思うんですけれども、学校は単に施設ではなくて生き物であると考えます。ぜひ地域に根差した学校になるためにも、学校選択制の見直しといたしたらおかしいんですが、また再検討を今ご答弁ありましたけれども、ぜひお考えになっていただきたいと思ひます。よろしく願ひいたします。

次に、英語活動についてお伺いをいたします。小学校で行われている英語活動に1年生から4年生は年間6回、5年生、6年生は年間17回のALTが派遣されています。平成23年度より全校で35時間の英語活動が実施される予定となっておりますけれども、小学生は柔軟性があるって発音などの癖については今後に影響があります。残りの時間の指導はどのようにされるのかお聞かせいただきたいと思ひます。

-----  
教育委員会事務局次長

小学校五、六年生の外国語活動は平成23年度より担任が主導となって35時間実施することになっておりまして、文部科学省からは英語ノートと指導用CDが配布されております。担任は、それを効果的に活用することにより、正しい発音で英語活動を進めるということに今努力しているところでございます。したがって、すべての時間においてALTを派遣しなくても外国語活動は適正に実施できると考えておりますし、しなければいけ

ないと考えております。また、平成 22 年度終了までに各校で 30 時間の外国語の研修を行います。また、区教育委員会として年間 3 回外国語活動の研修会開催し、職員への研修を行ってまいります。

なお、もう既に校内で研究テーマとして外国語活動に取り組んでいるというような学校がございますので、その辺もやりながらきちとした外国語の指導ができるようにしていきたいと考えております。

---

大野はるひこ

そこで、提案というか、できれば中学校の退職された英語の先生を小学校の英語の授業へ来ていただいて、そうすると小学生も中学校の先生でしたから中学校の内容がよくわかるのではないかと思うんですけども、この辺についてはいかがでしょうか。

---

教育委員会事務局次長

今、退職の先生方につきましては再任用、再雇用として、ほとんど中学校の先生は中学校というような状況でございますので、なかなかそれを小学校に行くことはできないと考えております。ただし、先ほどの連携がございまして、もうテストをやっているんですが、中学校の英語の専科の先生が小学校に行って少し教えるということも、事実上やっているところもございます。ただ、これは教員にとって非常に負担が大きいので、そのままどこまで続けるかわかりませんが、委員がおっしゃっている趣旨は十分わかりますので、連携とか、そういった形の専門家をどういうふうに生かせるかについて、できるだけ努力していきたいというふうに考えております。

---

大野はるひこ

よろしく願いいたします。

次に、施設をつくらないでの教育支援構想についてお伺いいたします。教育支援センター構想については、センターを建設するに際しての設計委託、そして実施計画事業への位置づけについても改めて検討することになりましたが、子どもの学びを支援するため、そして先生方、保護者の相談、研修、研究機能を持った教育支援センターそのものは繰り延べされましたけれども、施設はなくても現在板橋区が区内に持っている機能を一つにまとめる事務局を設置し、存在する場所は違って事務局が調整を図り、トータル的な運営をすることはできないでしょうか。また、区内施設を有効に活用していく方法もあるのではないのでしょうか。ぜひとも教育の向上に向けて財政状況のもと、施設にこだわることなく角度を変えてご検討いただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

---

教育委員会事務局次長

施設をつくらなくても教育支援センターの構想を実現できるのではないかというお話でございますけれども、教育支援センターにつきましては研修、研究それから相談、この辺を一元的に管理して有機的に結合することによって、質の高い事業の実施ができるものというふうに考えております。計画については、委員がおっしゃったような形になっております。それで現状といたしましては今後の検討の中で、それぞれの施設で実施可能な事業を進めるとともに、極力連携を図っていきたいというふうに考えてございます。施設的には、最終的には同一施設で実施することが最も効果的と考えておまして、今は連携を探っていくということでございます。

それから、事務局につきましては、基本的には指導室が研修、研究については主にやっ

ておりますし、相談機能についても一部を除いて指導室が持っております。就学相談という部分が学務課で持っていますけれども、その辺もきちっと連携をとってやっていきたいと考えております。

---

大野はるひこ

ぜひ、さらなる連携を深めていただいて、教育の向上に努めていただきたいと思います。次に移ります。不登校対策についてお伺いいたします。

現在、不登校が区内減少しているとお聞きしておりますけれども、教育委員会として不登校の現状認識と、どのように分析をされているのか。そして、さらに減少させるための目標と手法はどのようにお考えになられているのか。そして、不登校減少に向けて教員に対する研修はどのようにお考えになられているのか。以上、3点についてお聞かせください。

---

教育委員会事務局次長

不登校の状況につきましては、小学校におきましては平成18年度から全国及び東京都の出現率を下回っている状況でございます。中学校におきましては、全国及び東京都の出現率を上回っておりますけれども、平成16年度から着実に減少しまして、平成19年度、20年度にはほぼ同程度となっているというような状況でございます。その理由として、平成14年度から推進してきました不登校児童・生徒ゼロ作戦で区内3校の改善モデル校の取り組みや、ふれあいフレンドの学校派遣、また19年度から立ち上げている不登校対策プロジェクトチームでのさまざまな取り組み、この辺が功を奏しているというふうに考えておきまして、今現在小学校で0.31%、中学校で3.16%の出現率でございますけれども、これを平成27年度までには小学校を0.3%、中学校では3.0%にすることを目標としておきまして、不登校の解決に向けて私どもの教育課程専門会議適応指導教育専門部会というもので検討いたしました小中連携指導により、学校の種類、小学校、中学校を超えて指導連携の取り組みをやっていきたい。先ほどの小中連携もそうでございますけれども、きちっとした形で連携をして、途中で抜けるようなことのないような形もしたいと思っておりますし、校内体制の整備、それから外部機関との連携、この辺を進めていきたいと思っております。

そのために、どのようなことを教員に対してやっているかということでございますけれども、例年夏休み中に教育相談研修というものを行っておりますし、区内の小・中学校の教員が研修を受けてございます。また、校内においても講師を招いてのケース会議等も行ってございまして、ある意味OJTみたいな形になりますけれども、そんな形で不登校問題について取り組み、相談体制もきちっとしていく。子どもたちとの相談をきちっとしていくというような取り組みも行っているところでございます。

---

大野はるひこ

ぜひ、さらなる不登校の削減に向けて今後も取り組んでいただきたいと思います。

この項の最後になりますが、保育の項目でも触れたんですが、私も子を持つ親の一人です。今までに子どもに対して行ってきたことが、果たしてこれでいいのかというときもあります。決してすべてではないんですが、社会全体において親の子どもに対しての責任感がかなり不足しているように感じます。子は親の姿を見て育つといわれますけれども、昨今児童虐待や親の無責任な行為が繰り返されて、家庭では親子のコミュニケーションが不足し、全体的に親が子どもに気を使う傾向にあって、悪いことをしても叱らない、よいこ

とをしても褒めない、その結果、よいこと、悪いことの分別がつかない子どもたちがふえているのではないかと思います。しつけは家庭で、基礎的学力を身につけさせるのが学校であると考えています。学校の先生方は大変ご苦労をされているのが現状であると思えますけれども、今後は「頑張ろう」から「頑張らせる」へ、子どもたちに対して多少強い姿勢で指導できるように、教育委員会としても保護者に対してメッセージを出したほうがよいのではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

---

#### 教育委員会事務局次長

子どもたちへの強い指導、家庭へのメッセージということでございますけれども、子どもたちに対してよいことは褒め、だめなことはだめだと毅然とした態度で指導に当たるといのが一番大切だと思っております。学校現場におきましてこのような指導をするように努力しているというのが現状だと思っております。文部科学省の全国学力・学習状況調査等の各種調査でも、規範意識や生活習慣、それから学習習慣についての重要性が増しているということで、学校からのたよりや保護者会などで一生懸命子ども積極的に発信している次第でございます。それからまた、今年度から生涯学習課より新1年生に上がる幼児の保護者に、小学校入学前に身につけたい10の生活習慣というものを配布しております。今後、家庭教育の分野につきましてもより多くの情報を発信し、啓発を行っていきたいというふうに教育委員会全体で考えております。

---

#### 大野はるひこ

ぜひ、先生方ちょっと何かあるとすぐ訴えられちゃうとか怖がっている現状があると思えますので、そういったときにはぜひ教育委員会が支援といったらおかしいんですけども、ぜひ先生方の立場に立って考えていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

次に、防災・震災対策についてお伺いいたします。

近年、国内外を問わず大規模地震が発生しております。各地に大きな被害をもたらしておりますけれども、政府の地震研究推進本部は南関東においてマグニチュード7程度の地震が今後30年以内に発生する確率は70%であると公表しています。また、東京都防災会議は首都直下型地震における今後10年以内に達成すべき減災目標を掲げ、住宅の倒壊及び死者の半減などについての対策を示しております。

昨年の安心・安全まちづくり調査特別委員会では、災害時の応急対策についてをテーマに、板橋区の応急対策についての現在の取り組みを調査し、その取り組みを地域主催のより活性化された対策に展開できるよう、また災害時に効率よく活動できる組織づくりや、行政として支援すべきことを検討いたしました。また、消防団運営委員会においては、平成20年度は地域防災力向上のために区民に対して行う防災指導の推進策はいかにあるべきか、平成21年度は消防団による児童への総合防災教育の効果的な推進方策はいかにあるべきかが、東京都知事からの諮問事項に対して委員会では議論が交わされ、答申がなされました。

そこで、人的な面からと施設の面から2点についてお伺いしたいと思います。大規模災害が発生した場合の発生時間帯にもよりまますけれども、総指揮をとる坂本区長の災害対策本部までの動きについて、そして危機管理室長を初めとする防災課長、幹部職員の方々の災害対策本部までの動きについてお伺いいたします。坂本区長は成増にお住まいなので、赤塚支所の防災設備を充実させ、区役所に向かうことができない場合は赤塚支所と区役所本庁との連絡・連携により状況把握、情報収集を図ることが望ましいと考えていますけれ

ども、いかがでしょうか。

---

危機管理室長

災害発生時の坂本区長の動きについてのご質問がございました。まず、災害発生時には災害対策本部を設置いたしますが、設置場所は基本的には北館3階にある防災センターにおいて設置をしようというふうに考えているところでございます。私どもは震度5強以上の地震が発生したときには、副本部長、それから本部員、その他の特別活動員については自動参集することになっておりますので、基本的には北館3階の防災センターに本部が設置されることを想定して参集をするという訓練を重ねているところでございます。今、大野委員から赤塚支所にというお話もありました。赤塚庁舎の新築に伴いまして、防災室を設置することになっております。そこには端末等の設備も設置しようと考えておりますけれども、例えば区長のお宅に近い赤塚庁舎に入るということになると、赤塚庁舎と北館の災害対策本部との連絡を調整するということから始まって、なかなか赤塚庁舎の本部が解消できないということになりますので、基本的にはこの北館3階の防災センターに災害対策本部を設置し、そこを基地としてすべての指揮命令をとりたいというふうに考えているところでございます。ただ、今非常に貴重なご提案がありました赤塚庁舎が完成した折には、私ども本部員も赤塚庁舎に参集するということも想定して、訓練を考えていかなければいけないと今感じたところでございます。

---

大野はるひこ

ぜひ、さまざまなことが想定されてくると思いますので、そういった危機に対しての対応をまたご検討いただきたいと思えます。

次に、学校防災連絡会の組織についてお伺いをしたいと思えます。各小・中学校で学校防災の組織がされているんですが、この中に、前も私委員会のときに言ったんですが、ぜひ消防団の分団長、副分団長をメンバーに入れていただいたほうが、地域のことなのでよろしいかと思うんですけれども、その辺について、今学校によっては既にそういう組織に入れている学校もあるということなんですが、板橋区全体として皆さん入られたほうが連携がとれるのではないかと考えますけれども、その辺についてのご見解をお伺いしたいと思えます。

---

危機管理室長

まず初めにお礼を申し上げたいと思えますが、大野委員を初め日ごろから消防団員として活動されている区議会議員の皆様は改めて御礼を申し上げたいと思えます。区民の安心・安全の大きな力となっております。改めてお礼を申し上げたいと思えます。ありがとうございます。

今、学校防災連絡会のお話が出ましたけれども、つい先だっけの消防団運営委員会において、消防団による児童等への総合防災教育への効果的な推進方策はいかにあるべきかという答申をいただいたところでございまして、この答申の中でも学校防災連絡会に消防団員として参加することは非常に有意義であるというような答申をいただいたところでございます。この学校防災連絡会は、避難所は小・中学校を指定しているわけですがけれども、日ごろから避難所の運営方法ですとか、開設の手順ですとか、あるいは方針、それを準備をして確認をし合うということをして学校と地域の皆さんとで確認をし合うという貴重な会合でございます。そういった会合の中に消防団の分団長さん、それから副分団長さんに参加していただいて、専門的な立場からアドバイスをいただくというのは非常に有意義だとい

うふうに考えております。委員からご紹介がありましたように、既に消防団員の方が会議に参加している学校もあるところをごさいますて、そこではやはり貴重な提言をいただいているという状況もあります。運営委員会の提言もありましたので、今後どのようにしていくかということにつきましては消防署、それから消防団の皆さん、それから学校、地域の皆さんとも協議して、どうあるべきかということについては検討させていただきたいと考えております。

---

大野はるひこ

ぜひよろしく願います。

次に、現在、中学校3年生は普通救命資格講習を実施しています。今後小学校の6年生、中学校一、二年生にも実施をして、この資格は3年間で切れてしまいますので、資格が切れる前の手だてを講ずるべきであると思います。その辺についてのご見解をお伺いしたいと思います。

---

危機管理室長

今お話のありました中学生に対する普通救命資格講習でございます。事故があったときですとか、災害時において、家族ですとか地域の方に対する救命を実施していただいて、中学生も地域の一員として本当に役に立っていただきたい、それから人命の尊さということを感じていただきたいというようなことを目的として、実施をさせていただいているところでございます。中学校の卒業までに1回は講習を受けていただきたいという趣旨で実施をしております。今年度も約2,800人の中学生が講習を受けていただきました。これまで通算で約2万5,000人の子どもたちに講習を受けていただいて、大変大きな力となっているところでございます。実施回数ですとか経費のことであって、何とか今のまま継続したいというふうには考えておりますけれども、せっかく委員からご提案がありましたので、どういった工夫ができるかということについては検討課題とさせていただければと考えております。

---

大野はるひこ

費用の部分はありますけれども、ぜひ今後の検討課題としてお考えいただきたいと思います。

次に、板橋区では普通救命資格講習会を実施しています。町会、自治会ごとの上級救急講習の実施、これは受益者負担によって実施できればと考えています。震災時なんですが、傷病者が発生した場合の手当ては現行の消防団員だけではとてもできません。ぜひ区民の皆様に資格をとっていただくことによって、命を救える場が広がるのではないかと考えます。これは板橋区で費用負担というわけではなくて、そういったことを今消防団でも指導員の資格を持っている人がたくさんいますので、そういうところで講習を受けられますので、ぜひそういう体制に結びつくように町会、自治会の皆様に対してPRというか、そういったことをお願いしたいと思うんですけれども、見解をお聞かせください。

---

危機管理室長

ご提案の講習でございましたけれども、私どもであらかじめ板橋消防署、志村消防署に確認したところ、来年度も講習会を予定しているということでございました。地域の皆さんに講習を受けていただいて、災害時にそういった大きな力になっていただくというのは大変貴重なご提案でございますので、なかなか区で財政的な支援をするというのは難しい

状況でございますけれども、そういった講習会のPRということも含めて、板橋区としてもできるだけの支援をしてみたいというふうに考えております。

大野はるひこ

ぜひよろしく願いいたします。

次に、避難場所の周知についてなんですけれども、町会の掲示板等の有効活用によって一時避難場所、拠点避難場所の周知徹底を図ることによって、迅速な誘導、避難が図られるのではないかと思いますけれども、ぜひ目につくようなところに町会の掲示板を利用して張っていただければと思うんですけれども、ご見解をお聞かせください。

危機管理室長

避難場所の周知でございますけれども、私どものこれまでの方法といたしましては防災マップの配布ですとか、洪水ハザードマップの中に避難所あるいは広域避難場所を表示して知っていただきたいということで、特に便利帳の配布にあわせて周知をしてきたという経緯がございます。そういった中で、今まちの中の掲示板を活用してはどうかというご提案がありました。スペース等の問題もあるでしょうけれども、せっかくのご提案でございますので、関係の部署とも協議をさせていただきたいと考えております。

大野はるひこ

町会、自治会への加入率も少ないので、そういった方々は多分知らないと思いますので、今後の検討課題としてぜひお願いしたいと思います。

人的な面の最後ですけれども、要援護者についてです。これはいつも思うんですけれども、個人情報という問題で大変、何でこういうところに個人情報が入ってくるのかと思うんですけれども、今、要援護をお願いする方は板橋区と警察、消防、3つの中からどこかを選んでくださいということで丸印が何かをつけられているとお聞きしているんですけれども、これをしてしまうと、例えば町会でも民生委員の方がいらっしゃって、その民生委員の方は町会では防災の副本部長なんですね。そういうと、この方は2つにまたがっていますので、共通して要援護の方はいないわけです。町会、消防団等で連携を図って要援護者の把握をしてくださいというんですけれども、本当に災害があって隣の人を助ける、隣の人を助けなくていいのかといたらそうではないと思うので、個人情報の問題はよくわかるんですけれども、今後の要援護者を希望する方々への、選んでいただくのではなくてこちらから、助けていただかなくてもいいという方はいないと思うんですけれども、全員が共通してできるような態勢を、いつもこういう話題が出ていますけれども、今後ぜひ取り組んでいただきたいと思いますと思うんですけれども、お願いしたいと思います。

危機管理室長

要援護者対策につきましては、私ども危機管理室防災課の大変大きな取り組みなければならぬ重要課題の一つだととらえているところでございます。現在、手挙げ方式の登録制度をとっているわけですが、この登録の用紙に丸をつけていただくんですね。所管の警察署、それから消防署、消防団、住民防災組織それから民生委員、その方たちに情報を提供してよろしいかどうかというところに丸をつけていただく制度でございます。ようやく1,000人を超えたところでございます。したがって数はまだまだ足りないという状況でございます。私どもとしても今後どのように取り組んでいかなければいけないかということを検討しているわけでございます。そういった中で、私どもとしても例えば福祉部門、

それから健康生きがい部門と協力しながら、要援護者の共通した名簿を作成しようという検討を今進めているところをごさいます。その名簿をもとにさらに登録を進めていくことはできないかという検討をしているところをごさいます。ただ、今委員がおっしゃったようになかなか個人情報目的外利用、それから外部提供という大きな課題がありまして、そういった中でどういった工夫ができるかということについては、さらに検討を重ねてまいりたいと考えているところをごさいます。もう少しお時間をちょうだいしたいと思います。

大野はるひこ

ぜひよろしく願いいたします。

次に、施設の面から質問をいたします。平成 22 年度より防災センターの機能強化が行われます。貴重な予算を投じての事業ですが、事故や火災、地震などの災害による被害を最小限に抑えるためにも大変有効であると評価をいたします。そこで質問をいたします。震災時の拠点である学校施設の整備についてです。避難場所となった際の空き教室を初め使用可能な教室の明記を、シールや何かですることによって、実際震災があつて教室内で使える場所、使えない場所あると思うんですけれども、明記しておくことによって明確化が図れるのではないかとということと、あと体育館の冷暖房化です。これは私も一般質問でも言わせていただきました。これも莫大な予算がかかることなんです、今教室は冷暖房が入っていますし、実は中学校 P T A 連合会の常置委員会というのがあつて、その教育対策費の中の話にも保護者役員の皆様、体育館の災害時には冷暖房をつけたほうがいいんじゃないかという声をお聞きしたときに、私と同じ考えを持っているんだということを思いました。ぜひ今後の検討課題としてお考えになっていただきたいのと、あと消防団の資機材の格納庫です。これも今非常に狭い格納庫や立ち退きにあつた格納庫があります。ぜひ区の施設、特に学校の大規模改修、大改築の際に配備していただけないかということと、あわせて区内公共施設への配備も随時検討していただきたい。そして最後に、区内の暗渠の水源を利用して震災時水源の確保、自然の水利を利用して消火体制を整えるためにも対策を講じていただきたいと思ひます。これ災害時には消火栓が使えなくなりますので、ぜひその辺も含めてご回答をいただきたいと思ひます。

教育委員会事務局次長

質問の中で体育館の冷暖房化についてお話しさせていただきたいと思ひます。これまで小学校の体育館につきましては暖房化ということで、改築とか大規模改修の際に導入を図ってまいりまして、中学校の体育館については暖房化も原則的に進めておりませんでした。しかし、学校体育館は地域防災拠点としての位置づけはもちろん、体育施設や本当に集会施設としての利用ということについて配慮するということで、暖房機能につきましてはつけかえることは必要ということで、中学校も含めて改築、大規模改修の機会をとらえて暖房化を行っていくという今方針をごさいます。一方、冷房化につきましては経費等の問題もごさいます。今のところ小・中学校とも体育館について冷房化をしていくというような計画は持っていないのが現状をごさいます。

危機管理室長

幾つかのご質問がごさいました。

まず、学校の教室の利用についてごさいます。避難をしたときに教室をどのように活用するかということについては、基本的には先ほど出た学校防災連絡会の中で利用計画を

つくっていただいて確認をしていただくということになっております。学校によっては、その表記をしてある学校があったり、あるいは、していない学校もあったり。その対応についてはそれぞれの学校にお任せしてをしてあるところをごさいますて、統一的な表記をすることができるかどうかということについては、改めてちょっと検討させていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、避難所となる体育館の冷暖房化の話は教育委員会次長からお話がありましたけれども、基本的には高齢者も避難するわけですし、小さいお子さんも避難してくるわけですので、冷暖房設備が整っていることは望ましい状況だと思います。ただ、今答弁があったとおりでございますので、そういった場合には例えば冷暖房が整った教室を活用することも含めて対応していかなければいけないと考えておりますので、そういったことまで含めて避難所の整備計画というものを考えていかなければいけないと考えているところでございます。

それから、消防団の資機材の格納庫の問題は大変私どもも悩ましい問題でございます。基本的には公共用地あるいは小・中学校の用地の活用もしているところもありますけれども、本来の使用目的というものがある中での活用ということになりますので、なかなか困難を伴うという状況があるのも事実でございます。消防団の皆様からたびたびご要請をいただいているのも事実でございます。消防署とも連携しながら、どのような支援ができるかということについては私どもも改めて検討していきたいと考えているところでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、消防水利としての暗渠の活用ということでございました。これについては私どもも消防署に確認をさせていただいております。暗渠については晴天時にはほとんど水量がないという状況があるそうです。それから雨天時には、少しひどい雨の場合には急激な水の増加があって、かえって危険になるという状況もあるそうです。また、下水を活用するというところで衛生上の問題もあるということから、消防署としては暗渠を消防水利として活用する計画はないと聞いているところでございます。そういった中で、今後どのようなご提案のことが検討されるかということについては、私どもも具体的にどのように取り組んでいくべきかということについては、まだ明確な考え方はお示しできませんけれども、それも含めてよく消防署と協議をさせていただければと考えております。

---

大野はるひこ

いつ起こるかわからない震災です。有事のときに備えるためにも、ぜひ板橋区として区民の皆様生命・財産を守るためにもさらなる検討をしていただいて、よりよい方向で進んでいただくようお願いしたいと思います。ありがとうございました。

次に、地域センターについてお伺いいたします。

自動交付機・区民カードの普及促進についてです。現在、板橋区では区内 21 か所に自動交付機が設置され、区民カードにより各種証明書が発行されるとともに、18 か所の委託窓口では住民票、3 か所の郵便局では戸籍証明書を含む各種証明書発行の業務が行われています。今後の住民基本台帳カードの取り扱いを含む証明書発行業務についての方向性をお願いいたします。委託窓口、郵便局での取り扱いも含め費用対効果をご検討いただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

---

区民文化部長

今委託窓口のお話がございました。昭和 51 年から、当時の出張所の閉庁時間あるいは土曜、日曜、これに住民票を受け取ることができるように民間施設に窓口を設置して始め

たものでございます。しかし、今日では半数以上が区の施設内に委託窓口を置いておりました。初期の目的とちょっとずれてきているところもあるかと思っております。住民票などの発行につきましては今お話ありましたように、委託窓口以外にも自動交付機それから郵便局がございまして、また最近では渋谷区を初めとした3自治体で本年2月から住民基本台帳カードによるコンビニでの発行を始めております。今後の考え方につきましては、委託窓口の方向性についても検討していきたいということと、それから区民の利便性を第一ということを主眼にしまして、現在交付件数が一番多いのが自動交付機でございますので、これらのことを中心に住民基本台帳法の改正がございまして、これに伴う関係システムの再構築のときに総合的に検討してまいりたいと思っております。

大野はるひこ

それから、区民カードの普及についてお伺いいたします。これも日常茶飯に使うカードではないんですけれども、先日も委員会ですえよし委員のほうからポスターを張って切りかえを促進したらどうかというお話もありました。これは非常に時間をかけてこつこつとやっていかなければ区民カードの切りかえというのはなかなかできないことであると思えます。それで、今、区民事務所、本庁で区民カード変更できますけれども、例えばなんですけれども、地域センターで区民カードの変更はできないのでしょうか。以前区民カードの導入をされるときに、何か地域センターで変更手続きができたように覚えているんですけれども、その辺を含めてお伺いしたいと思います。

区民文化部長

今ご指摘ございましたように、確かに出張所を再編いたしました平成17年4月に板橋区民カードを地域センターで臨時発行というのを行っております。これは当然再編した後に区民カードを所持していただければ地域センターで自動交付機が利用できるようにするというのが目的でございました。それについては地域センターから回収をする端末機を活用いたしまして、4月中に限定して臨時発行をしたというものでございまして、この地域センターで区民カードを発行するというにつきましましては、現在端末機が撤去されてございませぬので、ちょっと発行については難しいかと思っております。切りかえをしていない方々につきましてはご不便をおかけする場合もございまして、今のところ区役所あるいは区民事務所での発行ということになるということです。

大野はるひこ

私も区民カードを持っていて非常に便利で使いやすいと思っておりますので、ぜひPRをお勧めいただいて、印鑑証明を持っている大人の方はほとんど持っていると思っておりますので、その方が使うときにはぜひ区民カードへの切りかえを促進していただくようお願いしたいと思います。

次に、戸籍窓口の業務拡大というか、これも地域センターで受け付けをして住民票の委託窓口と同様の形態で業務を行うことはできないでしょうか。受け付けをして後日取りに来ていただくというような方法をとることはできませんでしょうか、お願いいたします。

区民文化部長

委託窓口同様ということなんですけれども、住民票の受け渡し以外は委託窓口では行っておりませぬので、戸籍関係の証明については今のところ難しいと思っております。地域センターにこの委託窓口を設置するかどうかということについては、先ほども申し上げま

したように関係システムを大幅に変えるときに、この辺については総合的にいろいろ整理したり検討したりしなくてはならないと思っておりますので、その中で考えさせていただきたいと思っております。

大野はるひこ

より効率のよい方法で変更していただきたいと思います。セキュリティなんですけれども、平日の5時以降、土日祭日もですけれども、職員でない方が受付窓口にて対応されているんですが、窓口と地域センターの事務室との境がない地域センターがあります。この場合、例えば不審者とか、そういった方が入っては困るんですけれども、セキュリティ上問題があるので、何らかの方策をとったほうがよいのではないかと考えますけれども、その辺の考えをお聞かせいただきたいと思います。

区民文化部長

セキュリティの問題ですけれども、区役所についてもそうですが、窓口につきましても本庁舎も含めまして、オープンスペースというのが多くの区役所のスタンダードだと思います。地域センターにおきましてもご指摘のとおり、午後5時以降の職員専用の事務室というようなものは設置をしていないという現状がございます。現在、5時以降につきましてもシルバー人材センターに委託をしているところでございます。これについては事故など発生しないように、シルバー人材センターに対しまして個人情報の保護あるいは窓口対応、接遇、これらの研修の強化を図るように要望していきたいと思っております。

それから地域センターのセキュリティに関しましては、日ごろから所長会、あるいは副所長会において注意喚起を尽くしているところでございますけれども、今後は部内研修等を実施する中で適切に指導していきたいと思っております。

大野はるひこ

地域センターが平成17年に出張所が再編整備されましたけれども、地域センターは区役所の分身であると考えています。地域センターについての認識と今後のあり方についての見解をお伺いしたと思います。

区民文化部長

ご指摘ありましたように平成17年4月の出張所の再編のときには、それまで出張所が担ってきまして地域コミュニティ機能を地域センターのほうに移しまして、転入転出を初めとする窓口機能を6つの区民事務所に集約をしたというところでございます。現在、地域センターでは毎月町会、自治会長会議を開催し、区政に関する情報提供や協力依頼を行っているほか、青少年健全育成地区委員会あるいはエコポリス板橋各地区環境行動委員会の事務局として、コミュニティにかかわるさまざまな事業の企画運営等を行っているところでございます。区といたしましては、自分たちのまちは自分たちでつくるという気概にあふれた自治力アップを実現させるために、地域コミュニティの核である地域センターが大変大きな役割を果たしているというふうに認識しております。今後ともより地域に密着した地域センターを目指しまして、地域センターの一層の充実を図っていきたいと考えているところでございます。

大野はるひこ

ぜひ地域の皆様の利便性の向上に向けてご検討いただけて、進めていただけた

いと思います。ありがとうございます。

次に、総合型地域スポーツクラブについてお伺いいたします。平成 19 年より 3 か年の事業委託にて支援が行われました志村スポーツクラブ・プリムラは、果たして独立できたのでしょうか。自主的な運営、自主財源を主とする運営、クラブとしての理念の共有は図られているのでしょうか。そして、今後の課題は何か、お伺いいたします。

---

区民文化部長

この総合型地域スポーツクラブでございますけれども、多様な世代ですとか技能の人が交流をしましてスポーツに親しみ、地域における主体的なスポーツ活動の担い手の役割を期待されておりました、地域社会の再生、活性化のためにも大変意義は大きいというふうに認識しております。こうした観点から、区では設立直後の総合型地域スポーツクラブに対しまして、活動基盤の安定を支援するための措置としまして、平成 19 年度から 3 か年の事業委託を行ってきたところでございます。当該クラブにつきましては事業委託等も活用いたしまして、地域において着実に活動を続け、その結果、会員数も当初より約 70 名ふえて 141 名になったというふうに聞いております。また、障がい者とのスポーツ交流など新たな取り組みも進めておりました、地域におけるスポーツ振興の面で一定の成果を上げ、組織的に自立した団体に成長したものと私どもでは思っております。ただ、当該クラブにつきましてはまだ固定的な活動拠点が確保されていないほか、認知度の問題ですとか、スタッフや指導者の人材、これらの課題を抱えていると思っております、こうした面においては課題がまだあるというような状況にあると思われま。

---

大野はるひこ

今後の総合型地域スポーツクラブの支援を含めて、現在子どもの体力の低下とともに大人の運動不足が成人病の原因にもなっているのが現状だと思います。健康の保持増進に向けてのスポーツ振興の取り組みは大変重要であると考えます。今後のスポーツ振興をどのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

---

区民文化部長

その総合型地域スポーツクラブの役割から、区内にもこれを確実に根づかせていくということが重要だと私どもも思っております。したがって、事業委託自体は本年度をもって終了いたしますけれども、これまでの取り組みの成果等を十分検証した上、活動拠点の確保などクラブの活動の安定・発展に向けた支援を継続していく必要があるだろうと思っております。また、ご指摘のように子どもの体力低下等の状況が見られまして、区民の健康増進等を図るためにもスポーツの振興を積極的に進めることが求められているというふうに思っております。そうした観点から、教育委員会を初めとした関係部署、あるいは区内のスポーツ関係団体とも連携をいたしまして、区民ニーズを踏まえたスポーツ事業の実施など生涯スポーツの普及促進に向けた取り組みを今後とも鋭意実施してまいりたいと思っております。

---

大野はるひこ

区民満足度調査においても、参加意向のある施策では生涯スポーツが子育て支援に次いで第 2 位と区民の皆様の意識が非常に高いです。求められていると思っております。今後もスポーツ振興に力を注いでいただきますようお願いいたします。ありがとうございました。

以上をもちまして終了いたします。どうもありがとうございました。